

西東京市小中学校通学区域見直し等に関する
谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域協議会
報告書

平成 23 年 2 月

西東京市小中学校通学区域見直し等に関する
谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域協議会

目 次

はじめに	1
1 適正規模・適正配置に係るこれまでの検討経過	2
(1) 平成 18 年度 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会	2
(2) 平成 19 年度 学校施設適正規模・適正配置検討懇談会	2
(3) 平成 20 年度 学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針	3
(4) 平成 21 年度 通学区域見直し等に関する向台・新町地域協議会	4
2 本協議会における検討経過	5
(1) 基本的考え方	5
(2) 谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域の通学区域の現状	5
(3) 課題の整理	6
(4) シミュレーションの検討	8
3 検討結果	12
おわりに	13
添付資料（リスト）	14

はじめに

本協議会は、西東京市教育委員会教育長の依頼を受け、谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域の小・中学校通学区域について、通学区域変更を検討するため設置された協議会である。委員は、谷戸小学校、中原小学校、泉小学校、谷戸第二小学校、住吉小学校、田無第二中学校、ひばりが丘中学校の各学校長、保護者の代表、学校運営連絡協議会の代表、学校安全連絡会の代表及び教育委員会職員の計 33 人で構成されている。

本協議会の対象である、谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域は、旧田無市・旧保谷市の市境に位置し、小学校あるいは中学校同士が近接していることから、他の地域より（*1）指定校変更特例措置（以下「特例措置」という。）を利用して児童・生徒が多い地域である。またこの地域は、単学級の学年を有する学校がある一方で、合併後の大型マンション等の建設による影響で学級数増となった学校もあり、学校運営面での問題を生じている。

このような状況を踏まえ、本協議会は対象地域の特例措置を廃止するとともに、通学区域を一部見直すという結論に達した。

この報告書は、谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域の児童・生徒にとって、より良い学校生活になることを願い、本協議会での検討過程と、その結果をまとめたものである。

* 1 指定校変更特例措置（特例措置）

小・中学校に入学（転校含む。）する際、合併前（田無市、保谷市）の旧市境（平成 23 年 4 月から南町・向台町・柳沢・新町を除く。以下同じ。）に居住する児童・生徒は、希望により通学区域の指定校より旧市境を越えて近い学校に指定校を変更できる。

1 適正規模・適正配置に係るこれまでの検討経過

(1) 平成 18 年度 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会

平成 18 年度に教育委員会学校教育部内に庁内検討委員会が設置された。平成 19 年から向こう 10 年間における児童・生徒数の推移、将来の推計に基づき、適正規模・適正配置の基本的な考え方がまとめられた。

【学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会報告書から】(平成 19 年 3 月)

小学校における適正規模を概ね 12～18 学級(1 学年で概ね 2～3 学級)と考える。また、中学校においても(小学校の 1/2 の学校数であることを考慮すると)適正規模としては、12～18 学級(1 学年で概ね 4～6 学級)が妥当であるとする。

基本的な考え方

通学区域の適正化を図るとともに地域社会との連携に配慮する

- ・特に旧市境などの学校配置に見られるような、指定校と旧市境を越えた近隣校との関係の適正化を図る。

- ・学校は、地域社会と密接に結びついていることから、可能な限りこれまでの地域社会とのつながりに配慮する。

近くて安全な通学環境を設定する

- ・児童・生徒にとって、小・中学校への通学距離が著しい負担とならないようにする。

- ・児童・生徒の通学時の安全を確保するため、幹線道路・鉄道にまたがる地域での通学区域の設定はなるべく避けることとする。

児童・生徒数の確保、交友関係に配慮した良好な教育環境を形成する

- ・児童・生徒にとって良好な教育環境を整備・維持していくために、バランスのとれた、安定した児童・生徒数を確保できる学校配置をめざす。

特に、人間関係が固定化しやすい小規模校とならない通学区域とするよう努める。

- ・児童・生徒の交友関係への配慮、小・中学校間の連携のあり方に鑑み、小・中学校の通学区域に整合を持たせることとする。

(2) 平成 19 年度 学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

学識経験者、学校関係者、公募市民等による検討懇談会が設置され、「学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会報告書」を基に、将来を見据えた学校施設の適正規模・適正配置について検討が行われた。

【学校施設適正規模・適正配置検討懇談会提言書から】(平成 20 年 3 月)

各校の学級数の適正規模は概ね 12～18 学級が望ましいと考える。

上記の適正規模を念頭に、児童、生徒にとってなるべく短い通学区域となる通学区域の設定が望まれる。

特に、合併後7年を経過していることから、早急に取り組む課題として、指定校変更特例措置によって実態としては課題が解消されている旧市境付近の通学区域について、見直しを行う必要があると考える。

(3) 平成20年度 学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針

児童・生徒数の減少により小規模化する学校がある一方で、既存施設規模を超える児童・生徒数の増加に直面する学校もあることから、『学校施設適正規模・適正配置検討懇談会』の提言書をもとに、今後10年間における教育委員会としての基本的な方針が定められた。

【学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針から】(平成20年11月)

基本的考え方

(1) 教育環境の整備としての学校規模の確保

子どもたちが学校における集団生活を通して、社会性を身に付け、豊かな人間関係を築くためにはクラス替えが可能となる1学年2学級以上が望ましい。学級活動や班活動の効果的な運営上から、また、同一学年での複数教員による教育内容、指導方法等の研究や研修を可能とする教員配置の点からも、複数学級編成となる学年規模を確保する必要がある。

(2) 効率的な学校運営の確保

昨今の厳しい財政事情の一方で、多様な教育ニーズの対応も多く、今後はより効率的な学校運営を行うための学校規模(児童・生徒数)を維持していくことが必要である。極端な小規模校については、財政面、人員配置面からも効率性に課題があることから、他校との統廃合や校地の売却処分等も含め、新しい教育課題に対応する資源とする必要がある。

(3) 老朽施設更新との関係

西東京市の学校施設は、小中学校28校中16校が昭和30～40年代に建設された建物であり施設の老朽化が進んでいる。教育環境の整備として、適正規模・適正配置への対応と合わせて、合理的かつ計画的な施設の改修、整備を進めることとする。

特に、中原小学校及びひばりが丘中学校については、これまで維持補修に努めてきたが、施設の老朽化が顕著であり早急に施設更新の検討が必要である。

(4) その他教育施策への対応

学校の施設規模を検討するに当たっては、少人数指導の実施、中学校給食の実施、特別支援教育の推進(特別支援教室の整備)等の新たな教育ニーズに対する対応を考慮する。

基本方針に沿った学校施設の適正規模・適正配置に向けての具体的な方策として、小規模化校への対応、大規模化校への対応、通学区域の見直しが掲げられ、当面は地域協議会を設置し、通学区域の見直し等について検討を進めることとされた。

(4) 平成 21 年度 通学区域見直し等に関する向台・新町地域協議会

小学校 4 校（保谷第二、向台、柳沢、上向台）中学校 3 校（田無第一、柳沢、田無第四）の学校関係者等による協議会が設置され、『学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針』を基に、新町・向台地域の通学区域の見直し及び特例措置の解消について検討が行われた。

【通学区域見直し等に関する向台・新町地域協議会報告書から】（平成 22 年 2 月）

現在、新町地域は、保谷第二小学校及び柳沢中学校の通学区域となっており、その通学区域の形状は東西に長くなっている。そのため、新町 3 丁目から新町 6 丁目までに在住する児童・生徒は、特例措置を利用し、自宅から近い小学校（向台小学校・上向台小学校）及び中学校（田無第一中学校・田無第四中学校）へ通学している場合が殆どである。

したがって、本協議会では、指定校には通学せず、特例措置の利用が大勢を占めている新町地域の現状を解消するため、新町地域の通学区域について、その一部を向台小学校・上向台小学校、田無第一中学校・田無第四中学校に割り振ることが適当であると考えます。

その他、田無第四中学校が通学区域となっている南町 1・2 丁目、柳沢小学校及び田無第四中学校が通学区域となっている向台町 1 丁目、保谷第二小学校が通学区域となっている柳沢 5 丁目・6 丁目（7～11 番）については、旧市境のため特例措置の対象地域となつてはいるものの、現通学区域の学校に通学する児童・生徒が多数を占め、特例措置を利用している児童・生徒は少数であることから、特例措置を解消することが適当であると考えます。

また、隣接する学校の取扱いについては、将来的な課題として認識しておく必要がある。

この報告書を受け、平成 22 年 5 月 18 日開催の教育委員会第 5 回定例会において、「西東京市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」が上程、可決され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

2 本協議会における検討経過

(1) 基本的考え方

『西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針』をもとに、本協議会では次の4点について考慮しながら検討を行った。

合併時の特例措置を解消し、実態に合った形で設定する。
 通学路の安全を確保する。
 児童・生徒が特定の学校に偏らないようにする。
 極力、校舎の増改築が必要のないようにする。

(2) 谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域の通学区域の現状

現状の通学区域の確認【資料1】や、特例措置の利用状況に関する現状の把握を行い、以下のとおりまとめた。(資料は巻末に添付。以下同じ。)

谷戸小学校、中原小学校

両校は旧市境近辺に位置しており、通学の利便性・安全性等の理由から、特に谷戸町2丁目で特例措置の申請が多くなっている。また、谷戸小学校、中原小学校とも児童数が増加しており、特に近年谷戸2丁目一帯での大型マンション等の建設が続いている。このため、児童数増加に伴う教室数の不足が心配されている。

【谷戸町2丁目の特例措置利用状況】(平成22年5月現在)

集合住宅等名称	指定校	児童数	指定校通学者 (比率)	特例措置利用者 (比率)
グランジオ武蔵野	谷戸小学校	209人	158人(75.6%)	中原小学校 51人(24.4%)
谷戸町2丁目1番20、 21、77、78号(グラン ジオ武蔵野北側の戸建 部分)	中原小学校	112人	95人(84.8%)	谷戸小学校 17人(15.2%)
コスモひばりが丘	中原小学校	153人	139人(90.8%)	谷戸小学校 14人(9.2%)
ヌーベルヴィラージュ ひばり	谷戸小学校	89人	36人(40.4%)	中原小学校 53人(59.6%)
合 計		563人	428人	135人
		谷戸小学校 298人	谷戸小学校 194人	谷戸小学校 31人
		中原小学校 265人	中原小学校 234人	中原小学校 104人

泉小学校、谷戸第二小学校、住吉小学校

泉小学校、住吉小学校では児童数が少なく、単学級になっている学年もある。特に泉小学校では、特例措置により谷戸第二小学校などに通う児童があり、小規模化の傾向が伺える。

【泉町1丁目、住吉町1丁目の特例措置利用状況】(平成22年5月現在)

町名等	指定校	児童数	指定校通学者 (比率)	特例措置利用者 (比率)
泉町1丁目	泉小学校	99人	67人(67.7%)	谷戸第二小学校 32人(32.3%)
住吉町1丁目	泉小学校	45人	27人(60.0%)	谷戸第二小学校 18人(40.0%)
合計		144人	泉小学校 94人(65.3%)	谷戸第二小学校 50人(34.7%)

田無第二中学校、ひばりが丘中学校

谷戸小学校が本来の通学区域であるが、通学の利便性・安全性などの理由から中原小学校に通学していた児童は、中学校に進学する際、田無第二中学校が指定校であるが、ひばりが丘中学校に進学する傾向にあり、特例措置により指定校を変更している。

ひばりが丘4丁目について

中原小学校からけやき小学校、ひばりが丘中学校から田無第三中学校への特例措置の利用が可能だが、利用する者はわずかである。

(3) 課題の整理

特例措置に関して

特例措置により、就学人数の予測がたてづらく、各学校の学級編成等の計画に支障をきたしているという意見や、あくまで合併後の経過措置という位置づけであった特例措置が、10年にわたって継続されていたことに疑問の声があがった。

一方で、住吉小学校には対象区域自体がないため、特例措置が廃止されても影響がないこと等が資料から確認された。

- 会議の意見から -

・合併後1、2年なら経過措置で特例措置があるのはわかるが、もう10年たっている。

- ・小学校同様、中学校でも特例措置を使ってグループで動くようなことも起こっている。一クラス分の人数の移動があると、教員の人事にも関わり学校の経営が成り立たなくなる。
- ・谷戸小学校と中原小学校の特例措置を利用している人の多さに驚いている。
- ・幼稚園単位で保護者が小学校を決定している。特例措置を使えるので、利用しているようだ。

以上のことから、本協議会では特例措置は早急に解消すべきであるという意見で一致した。

通学区域の指定方法について

特例措置廃止にあわせて通学区域を変更した場合、それに伴う課題・問題点、影響について整理するため、各委員（33人）にアンケートを行った。

【質問1】 新しい通学区域を設定するにあたり、最も考慮する点はどれですか。

・学校への距離	9人
・安全・防犯	8人
・各学校の人数・設備	7人
・その他	4人

向台・新町地域協議会では「学校への距離」を選択する委員が約42.4%と、選択肢の中で最も多く、東西に長い新町地域の通学区域に配慮する傾向が見られたが、本協議会では各選択肢に大きな差はなかった。また、「その他」を選択した中でも、「すべての選択肢を総合的に考えるべき」との意見も出されており、バランスの取れた通学区域の指定を望む傾向が見られた。

【質問2】 新しい通学区域を設定することによって、子どもたちの学校生活がより良くなると思いますか。

・とても良くなる、良くなる	19人
・変わらない	9人
・悪くなる	0人

「とても良くなる、良くなる」と回答した委員からは、「学校規模が適正になり、様々な効果が上がる。」「通学距離が短くなり、安全が確保される。」等の意

見が出された。一方「変わらない」とした委員からは、「通学区域のみではなく、学校教育の中身で決まる。」との意見もあった。

また、通学区域を変更する場合は、「児童・生徒数が偏ることのないようにする必要がある。」「兄弟姉妹への配慮」「単純に距離による再配置をすると交通量の多い幹線道路横断の危険性が増える。」等の課題や不安が出された。

- 会議の意見から -

- ・ 谷戸新道をまたぐ通学区域の再編は、交通安全上避けたい。
- ・ 小学校低学年のことを考えると、通学には距離や安全面を配慮すべきである。
- ・ 地域を作るためにも通学区域は固定してほしい。
- ・ コスモひばりが丘、グランジオ武蔵野等の部分の特例措置を外してはどうか。
- ・ 中原小学校建て替えの話がいずれ出てくると思うので、その際に再度、子どもたちが安全に通えるような通学区域を考える。

このアンケート結果を参考に議論を進め、過去の経緯から、本来谷戸小学校の通学区域であった谷戸町2丁目のコスモひばりが丘と戸建住宅が建築された地域は、現在中原小学校の通学区域となっていること、また中学校の通学区域は、中原小学校卒業生の大半が進学するひばりが丘中学校ではなく、田無第二中学校が指定校のままになっていることを再確認した。

以上のことから、早急に対象地域の通学区域を大きく見直す必要はないとしても、谷戸町2丁目のコスモひばりが丘と戸建部分の通学区域を小学校と中学校で一致させるべきではないか、という方向性が見いだされた。

(4) シミュレーションの検討

シミュレーション作成

本協議会での検討内容をもとに以下のとおり三つのシミュレーションを作成し、それぞれのメリット、デメリットを整理した。なお、各シミュレーションを採用した場合の児童・生徒数は、【資料2】に示す通りである。

各シミュレーション共通事項...対象地域における特例措置を解消する。

シミュレーション1...小学校、中学校とも現在の通学区域を継続する。

シミュレーション2...小学校の通学区域について、中原小学校の通学区域の飛び出した部分(谷戸町2丁目のコスモひばりが丘と戸建部分)を谷戸小学校に移す。中学校は現在の通学区域を継続する。

シミュレーション 3 ... 小学校は現在の通学区域を継続する。中学校の通学区域について、中原小学校の通学区域をすべてひばりが丘中学校の通学区域とする。

【各シミュレーションのメリット、デメリット】(: 該当する、 - : 該当せず)

《メリット》

項目	シミュレーション		
	1	2	3
通学区域を指定することにより、育成会等、地域との連携がしやすくなる。			
特例措置を廃止することにより、同じ地域からの通学が多くなるため、通学における安全面が改善される。			
特例措置を廃止することにより、通学区域内の児童・生徒、(* 2) 学校選択申立者(受入枠の範囲内)、(* 3) 指定校変更申立者(兄弟関係、中学進学等)が入学の対象者となるため、新入学の児童・生徒数を把握しやすくなる。			
中原小学校については、就学人数及び学級数が減少する可能性がある。			
泉・谷戸第二・住吉小学校、田無第二・ひばりが丘中学校については、(* 4) 転用教室数に変更を生じないため、少人数学級やランチルーム等に転用している教室を継続して使用することができる。			-
中原小学校については、就学人数及び学級数が減少する見込みであり、ひばりが丘団地の建て替えに伴い児童数が増加しても、教室の増改築を伴う可能性は低いと思われる。	-		-
中原小学校の通学区域の飛び出し部分(谷戸町2丁目のコスモひばりが丘と戸建部分)の指定校が谷戸小学校と田無第二中学校になることから、小学校を卒業する全員が同じ中学校に進学できる。	-		-
小・中学校とも通学実態と合った通学区域となる。	-	-	
特例措置を廃止することにより、谷戸・中原小学校の児童数がそれぞれの学校規模に適した児童数となる。	-	-	
泉・谷戸第二・住吉小学校については、転用教室数に変更生じないため、少人数学級やランチルーム等に転用している教室を継続して使用することができる。	-	-	

田無第二中学校の通学区域の飛び出し部分(谷戸町2丁目のコスモひばりが丘と戸建部分)の指定校をひばりが丘中学校に変更することにより、特例措置申立書の届出が不要になることから、保護者への負担が軽減される(ただし、指定校以外に就学を希望する場合は、学校選択又は指定校変更の届出が必要)。	-	-	
飛び出し部分(谷戸町2丁目のコスモひばりが丘と戸建部分)の指定校が中原小学校とひばりが丘中学校になることから、小学校を卒業する全員が同じ中学校に進学できる。	-	-	

* 2 学校選択(制度)

小学校、中学校に入学する新1年生は、希望により住所地の指定校以外の市立小・中学校全校の中から学校を選択できる制度(学校ごとに受入枠があり、超えた場合は抽選となる。)

* 3 指定校変更

小学校、中学校に入学(転校含む。)する際、一定の事由(市内転居、転居予定、両親共働き等、身体的理由、教育的配慮等、その他)に該当する場合、申立することで、指定校を変更することができる。

* 4 転用教室

児童・生徒数の減少等により、既存の教室数と比較して学級数が減少し、一時的に余裕となると見込まれる教室(余裕教室)を、特別教室等に転用して活用されている教室

《デメリット》

項目	シミュレーション		
	1	2	3
通学区域を指定することにより、兄・姉と違う学校が指定校になる(兄・姉が通う学校へ就学する場合は、指定校変更で対応可能。指定校変更承認基準以外の理由での通学校の変更は、学校選択制度で対応可能)。			
特例措置があることで、2校から就学校を選択できたが、通学区域を指定することでできなくなる(学校選択制度により、他の学校への選択は可能である。)			
中原小学校については、ひばりが丘団地の建て替えに伴い児童数が増加した場合、教室の増改築を伴う可能性がある(ひばりが丘団地の建て替え等については、現在未定であるので、早急に影響は出ないと思われる。)		-	
中学校の通学区域が現状の通学実態と合っていない。			-

中原小学校の通学区域の飛び出し部分(谷戸町2丁目のコスモひばりが丘と戸建部分)は、進学する中学校がひばりが丘中学校ではなく、田無第二中学校となっている。このため、保護者がひばりが丘中学校への進学を希望する場合は学校選択等の届出が必要となり、特例措置が廃止されても、保護者への負担は軽減されない。また、学校選択の利用人数が多くなり、受入枠の問題も生じる。			-
谷戸小学校については、急激な児童の増加により、教室が不足する可能性がある。	-		-
中原小学校の通学区域の飛び出し部分(谷戸町2丁目のコスモひばりが丘と戸建部分)を谷戸小学校の通学区域に変更することにより、谷戸・中原小学校の児童数がそれぞれの学校規模に適さない児童数となる。	-		-

シミュレーションに関するアンケートの実施

委員一人ひとりの意向を確認する目的で、三つのシミュレーションについて選択アンケート調査を実施した。アンケートの結果は次のとおりである。

- ・シミュレーション1 4人
- ・シミュレーション2 4人
- ・シミュレーション3 23人

本アンケートではシミュレーション3を選択する委員が69.6%を占めた。また、各シミュレーションを選択した主な理由は以下のとおりである。

《シミュレーション1を選択した理由》

- ・谷戸小学校、中原小学校の学校規模に適した児童数となるため。
- ・中学校2校の将来の学級数のバランスを考えると、現在の区域の継続で良いと考える。学級数に偏りが生じると、教育内容にも直接影響が出ると考える。

《シミュレーション2を選択した理由》

- ・中原小学校の就学人数及び学級数の減少を見込むことができるため。
- ・中原小学校の児童数(総学級数)を当面の間、少なくすることができると思った。不確定な要素があり、少し先の将来のことまで見通すことは難しそうではあるが、現状の改善にはつながると考えている。

《シミュレーション3を選択した理由》

- ・谷戸小学校、中原小学校の児童数が適正規模になる。
- ・最もデメリットが少ない。
- ・小学校は特例措置を廃止することで児童数の問題が解消するようなので、通学区域の変更は必要ないと感じた。中学校については現在中原小学校からひばりが丘中学校へ進学する生徒が多いようなので、通学区域を変更することによって指定校変更の手続きの手間が省けると思った。

シミュレーションの決定

アンケートの結果を踏まえ、会議において意見交換を行った。委員からは「シミュレーション3は、適正規模になる、安全である、わかりやすい通学区域である、現状にあっている等の意見で支持を多く集めている。」「課題が見つかれば、その都度解決しながら進めていってはどうか。」等、シミュレーション3を推す意見が多く出された。

3 検討結果

以上のことから本協議会では、対象地域の特例措置を廃止し、小学校は現在の通学区域を継続する。中学校の通学区域については、中原小学校の通学区域をすべてひばりが丘中学校の通学区域とする、という結論に達した。

おわりに

本協議会では通学区域を見直すことにより、対象地域の子どもたちがより充実した学校生活を送れるよう検討を重ねてきた。その結果、一定の結論を導き出すことができた。

本協議会の報告書を基に、西東京市教育委員会が通学区域や制度の変更をする場合には、児童・生徒、保護者をはじめとした市民への周知はもとより、今後の運用について十分配慮されることを求めたい。

また、本協議会開始当初から心配されてきた、老朽化した学校施設への対応については、教育委員会事務局で庁内検討委員会を立ち上げ、建て替えを含めた検討をしていくとのことであり、この点についても早急に対応することを求めるものである。

なお、近年議論されている35人学級への対応については、平成23年度は対応可能とのことであるが、国や東京都の動向を注視し、遺漏のないように対応願いたい。

本協議会における検討結果を実施することで、子どもたちをとりまく環境がより良好なものとなることを切望する。

添付資料（リスト）

- 資料 1 現状の通学区域
- 資料 2 シミュレーション一覧表
- 資料 3 西東京市小中学校通学区域見直し等に関する地域協議会設置要綱
- 資料 4 西東京市小中学校通学区域見直し等に関する谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域協議会 委員名簿
- 資料 5 西東京市通学区域見直し等に関する谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域協議会 検討経過

資料2 図面 略
15～16ページ

谷戸小学校(普通教室数 18 教室)

年度	シミュレーション前				シミュレーション1				シミュレーション2				シミュレーション3			
	新入学者数	総児童数	総学級数	転用教室数												
平成23年度	68	495	16	2	68	495	16	2	68	495	16	2	68	495	16	2
平成24年度	58	463	15	3	72	477	15	3	102	507	16	2	72	477	15	3
平成25年度	68	437	14	4	85	468	15	3	124	537	17	1	85	468	15	3
平成26年度	51	402	13	5	63	445	14	4	99	550	17	1	63	445	14	4
平成27年度	54	373	12	6	67	429	13	5	100	567	17	1	67	429	13	5

中原小学校(普通教室数 24 教室)

年度	シミュレーション前				シミュレーション1				シミュレーション2				シミュレーション3			
	新入学者数	総児童数	総学級数	転用教室数												
平成23年度	129	780	24	0	129	780	24	0	129	780	24	0	129	780	24	0
平成24年度	123	808	24	0	108	793	23	1	82	767	23	1	108	793	23	1
平成25年度	139	819	24	0	121	786	23	1	85	724	22	2	121	786	23	1
平成26年度	123	815	24	0	110	769	22	2	79	676	21	3	110	769	22	2
平成27年度	110	783	23	1	96	723	21	3	64	598	19	5	96	723	21	3

泉小学校(普通教室数 13 教室)

年度	シミュレーション前				シミュレーション1				シミュレーション2				シミュレーション3			
	新入学者数	総児童数	総学級数	転用教室数												
平成23年度	41	263	9	4	41	263	9	4	41	263	9	4	41	263	9	4
平成24年度	45	268	10	3	45	268	10	3	45	268	10	3	45	268	10	3
平成25年度	45	259	10	3	45	259	10	3	45	259	10	3	45	259	10	3
平成26年度	33	258	10	3	31	256	10	3	31	256	10	3	31	256	10	3
平成27年度	45	248	10	3	45	246	10	3	45	246	10	3	45	246	10	3

谷戸第二小学校(普通教室数 20 教室)

年度	シミュレーション前				シミュレーション1				シミュレーション2				シミュレーション3			
	新入学者数	総児童数	総学級数	転用教室数												
平成23年度	69	495	15	5	69	495	15	5	69	495	15	5	69	495	15	5
平成24年度	83	480	15	5	83	480	15	5	83	480	15	5	83	480	15	5
平成25年度	61	454	14	6	61	454	14	6	61	454	14	6	61	454	14	6
平成26年度	88	468	15	5	91	471	15	5	91	471	15	5	91	471	15	5
平成27年度	92	469	15	5	92	472	15	5	92	472	15	5	92	472	15	5

住吉小学校(普通教室数 16 教室)

年度	シミュレーション前				シミュレーション1				シミュレーション2				シミュレーション3			
	新入学者数	総児童数	総学級数	転用教室数												
平成23年度	57	306	11	5	57	306	11	5	57	306	11	5	57	306	11	5
平成24年度	47	316	12	4	47	316	12	4	47	316	12	4	47	316	12	4
平成25年度	65	334	12	4	65	334	12	4	65	334	12	4	65	334	12	4
平成26年度	88	360	13	3	88	360	13	3	88	360	13	3	88	360	13	3
平成27年度	53	366	13	3	53	366	13	3	53	366	13	3	53	366	13	3

田無第二中学校(普通教室数 17 教室)

年度	シミュレーション前				シミュレーション1				シミュレーション2				シミュレーション3			
	新入学者数	総生徒数	総学級数	転用教室数												
平成23年度	129	385	12	5	129	385	12	5	129	385	12	5	129	385	12	5
平成24年度	151	414	13	4	152	415	13	4	152	415	13	4	157	420	13	4
平成25年度	173	453	13	4	179	460	13	4	179	460	13	4	177	463	13	4
平成26年度	148	472	13	4	148	479	13	4	148	479	13	4	149	483	14	3
平成27年度	162	483	14	3	165	492	14	3	165	492	14	3	149	475	14	3

ひばりが丘中学校(普通教室数 19 教室)

年度	シミュレーション前				シミュレーション1				シミュレーション2				シミュレーション3			
	新入学者数	総生徒数	総学級数	転用教室数												
平成23年度	157	504	14	5	157	504	14	5	157	504	14	5	157	504	14	5
平成24年度	157	467	13	6	153	463	13	6	153	463	13	6	153	463	13	6
平成25年度	172	486	13	6	163	473	13	6	163	473	13	6	174	484	13	6
平成26年度	168	497	14	5	164	480	14	5	164	480	14	5	172	499	14	5
平成27年度	185	525	15	4	177	504	15	4	177	504	15	4	202	548	16	3

西東京市小中学校通学区域見直し等に関する地域協議会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、西東京市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）学校の児童又は生徒の保護者及び学校周辺の地域住民により通学区域の見直しを図るために設置する、西東京市小中学校通学区域見直し等に関する地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

協議会は、次の事項について協議し、その結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 通学区域の見直しに関すること。
- (2) 通学路の安全に関すること。
- (3) その他通学区域の見直しを図るために、教育長が必要と認めること。

第3 構成

協議会は、別表に掲げる地域ごとに設置する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域ごとの各学校の児童又は生徒の保護者 2人以内
- (2) 地域ごとの各学校に設置する学校運営連絡協議会委員 1人
- (3) 地域ごとの各学校に設置する学校安全連絡会委員（西東京市立小学校のみ）1人
- (4) 地域ごとの各学校の校長（以下「学校長」という。）
- (5) 教育部特命担当部長

3 前項各号に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会長及び副会長

協議会に会長を置き、学校長のうちから教育長が指名する者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、協議会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第6 会議の傍聴

協議会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 協議会の会議の傍聴者は、10人以内とする。ただし、会長が認めるときは、これを変更することができる。
- 3 その他傍聴の手續等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7 部会

会長は、第2に規定する所掌事項について必要と認めるときは、個別の協議事項に係る部会を設置することができる。

- 2 部会の部会長は、各部会員の互選による。
- 3 その他部会の組織、運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

第8 報償

教育長は、第3第2項第1号から第3号までに規定する委員に対し、日額2,000円の謝金を支払う。

第9 庶務

協議会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

別表（第3関係）

地 域	地域に含まれる学校
向台・新町地域	保谷第二小学校 向台小学校 柳沢小学校 上向台小学校 田無第一中学校 柳沢中学校 田無第四中学校
谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域	谷戸小学校 中原小学校 泉小学校 谷戸第二小学校 住吉小学校 田無第二中学校 ひばりが丘中学校

資料4

西東京市小中学校通学区域見直し等に関する
谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域協議会 委員名簿

学校名等	選出区分	氏名	備考
谷戸小学校	学校長	屋宮 茂穂	
谷戸小学校	保護者	清水 理恵	
谷戸小学校	保護者	藤原 久子	
谷戸小学校	学校運営連絡協議会	加瀬 裕子	
谷戸小学校	学校安全連絡会	西潟 克夫	
中原小学校	学校長	神山 繁樹	
中原小学校	保護者	青木 由美	
中原小学校	保護者	蔵方 由紀	
中原小学校	学校運営連絡協議会	河野 美晴	
中原小学校	学校安全連絡会	池田 めぐみ	
泉小学校	学校長	上田 悟司	
泉小学校	保護者	八巻 真実	
泉小学校	学校運営連絡協議会	纈纈 由美子	
泉小学校	学校安全連絡会	眞鍋 五十鈴	
谷戸第二小学校	学校長	熊澤 義夫	
谷戸第二小学校	保護者	齋藤 雅子	
谷戸第二小学校	保護者	前野 陽子	
谷戸第二小学校	学校運営連絡協議会	齋藤 勝利	
谷戸第二小学校	学校安全連絡会	木村 守利	
住吉小学校	学校長	清水 則之	
住吉小学校	保護者	門馬 晶子	
住吉小学校	保護者	嶋田 実穂	
住吉小学校	学校運営連絡協議会	楠本 善之助	
住吉小学校	学校安全連絡会	羽田 八三九	
田無第二中学校	学校長	西嶋 剛昭	
田無第二中学校	保護者	西岡 一美	
田無第二中学校	保護者	米田 明未	
田無第二中学校	学校運営連絡協議会	住田 佳子	副会長
ひばりが丘中学校	学校長	大野 雅生	会長
ひばりが丘中学校	保護者	田代 裕子	
ひばりが丘中学校	保護者	百瀬 英子	
ひばりが丘中学校	学校運営連絡協議会	佐藤 裕子	
教育委員会	教育部特命担当部長	二谷 保夫	

資料5

西東京市小中学校通学区域見直し等に関する
谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域協議会 検討経過

会議	開催日	主な内容
第1回	平成22年6月28日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育長あいさつ 2 依頼状及び任命書手交 3 委員及び事務局紹介(自己紹介) 4 会長及び副会長の指名 5 資料説明(通学区域に関するこれまでの経過、現行制度、児童・生徒数の予測) 6 意見・質問 児童数の予測について 学校の施設面・受け入れ態勢について 7 次回の開催日程について
第2回	平成22年8月4日(水)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1回会議録の確認 2 資料説明(現状の通学区域、児童・生徒数の推移、意見・質問等シートの集計結果速報) 3 意見・質問 特例措置利用の実情 グループ討議(安全面、児童・生徒数の将来推計などを考慮) 4 次回の会議日程について
第3回	平成22年10月7日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2回会議録の確認 2 資料説明(特例措置廃止後の人口推計、教室使用状況等一覧表、意見・質問等シートの集計結果) 3 意見・質問 グループ討議(特例措置の廃止について、通学区域の変更について) 4 次回の会議日程について
第4回	平成22年10月28日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第3回会議録の確認 2 資料説明(谷戸町2丁目1番の通学区域変更後の就学人口推計、通学区域見直しに当たってのシミュレーション) 3 意見・質問 グループ討議(特例措置の廃止、シミュレ

		<p>ーション検討)</p> <p>4 次回の会議日程について</p>
第5回	平成22年12月13日(月)	<p>1 第4回会議録の確認</p> <p>2 資料説明(シミュレーション選択アンケート集計結果)</p> <p>3 意見・質問 シミュレーション3を検討結果とする報告書の作成について</p> <p>4 次回の会議日程について</p>
第6回	平成23年2月9日(水)	<p>1 第5回会議録の確認</p> <p>2 資料説明(西東京市小中学校通学区域見直し等に関する谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域協議会報告書(案))</p> <p>3 意見・質問 報告書(案)の検討、決定</p> <p>4 閉会</p>
	平成23年2月15日(火)	会長、副会長から教育長へ報告書の提出